竹原市公告第3号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

平成26年1月10日

竹原市長 小 坂 政 司

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン竹原 竹原市中央五丁目2番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 タケモト 代表取締役 広瀬 知加 広島県竹原市中央五丁目3番10号

(3) 変更した事項

(3) 及父 した事項		
変更した事項	変更前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	イズミ竹原ショッピングセンター	ゆめタウン竹原
大規模小売店舗を設置	株式会社 タケモト	株式会社 タケモト
する者の氏名又は名称	取締役社長 竹本 勲	代表取締役 広瀬 知加
及び住所並びに法人に	広島県竹原市中央五丁目3番10号	広島県竹原市中央五丁目3番10号
あっては代表者の氏名		
大規模小売店舗におい	株式会社 イズミ	株式会社イズミ
て小売業を行う者の氏	代表取締役社長 山西 泰明	代表取締役社長 山西 泰明
名又は名称及び住所並	広島県広島市南区京橋町2番22号	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
びに法人にあっては代		
表者の氏名		
	山崎製パン株式会社	退店
	代表取締役社長 飯島 延浩	
	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗におい	鯉城餅有限会社	鯉城餅有限会社
て小売業を行う者の氏	代表取締役 南郷 サヨ子	代表取締役 南郷 敬史
名又は名称及び住所並	広島県西区商工センター七丁目2番	広島県西区商工センター七丁目2番
びに法人にあっては代	4 3 号	4 3 号
表者の氏名		
	株式会社 ベスト電器	退店
	代表取締役 有園 憲一	
	福岡市中央区那の津二丁目1番12	
	号	
	入店	株式会社 大創産業
		代表取締役 矢野 博文
		広島県東広島市西条吉行東一丁目4
		番14号

(4) 変更の年月日

- ①大規模小売店舗の名称 平成25年12月1日
- ②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成23年6月30日
- ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

平成25年11月25日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更及び大規模小売店舗を設置する者の代表者変更、並びに小売業者変更のため。

2 届出年月日

平成25年12月25日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目1番35号 竹原市建設産業部産業振興課商工観光室